

大分類	中分類		小分類		原因の一例	産学連携との関連性 (○：産学連携、 ○：関連性高、 △：関連性高い(医学部限定))	
	リスクの名称	リスクの定義	リスクの名称	リスクの定義			
産学連携	1-1 企業との産学連携契約に関するトラブル	企業と産学連携契約に関してトラブルが発生する。	1-1-1' 明文の取決めがない成果有体物の譲渡	契約せずとも本学研究者が第三者から成果有体物を譲受ける。	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○	
			1-1-2' 明文の取決めがない成果有体物の譲渡	契約せずとも本学研究者が第三者に成果有体物を譲渡する。 例：共同研究契約、秘密保持契約、受託研究契約 など ※ No.1-1-1-2を参照。	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○	
			1-1-3' 契約の未締結	契約を締結せずに産学連携活動を実施する。	例：共同研究契約、秘密保持契約、受託研究契約 など ※ No.1-1-1-2を参照。	研究者・企業等の契約への意識が希薄 など	○
			1-1-4' 契約条件の不調	産学連携に関する契約事項について相手方と折り合いがつかない。 例：成果の取扱い、管轄 など	※ No.1-1-1-2を参照。	契約交渉スキル不足 ・手続開始の遅れ など	○
			1-1-5' 特許保証（非侵害保証）を認めたMTAやライセンス契約に基づく、特許保証条項の行使	成果有体物提供先やライセンス先がそれらを使用したところ、第三者の特許に基づく紛争が生じ、本学に対して特許保証条項を行使する。	成果有体物提供先やライセンス先がそれらを使用したところ、第三者の特許に基づく紛争が生じ、本学に対して特許保証条項を行使する。	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-6' 本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約に基づく、本学と第三者との共同研究制限	本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約に基づく、本学と第三者との共同研究制限	本学全体対象の聯合研究制限条項を認めた共同/受託研究契約を締結する。 例：成果のすべて相手方に帰属する、成果知財の本学教育研究における使用の制限 など ※ No.1-5-1-6を参照。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-7' 著しくバランスを欠いた共同研究契約等の締結	著しくバランスを欠いた共同研究契約等の締結	例：成果のすべて相手方に帰属する、成果知財の本学教育研究における使用の制限 など ※ No.1-5-1-6を参照。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-8' 契約管理の不備	産学連携関連契約の相手先とトラブルが発生する。 例：契約の履行に必要な点が定められていない、相殺の解釈が可能か条文が合致している、など	産学連携関連契約の相手先とトラブルが発生する。 例：契約の履行に必要な点が定められていない、相殺の解釈が可能か条文が合致している、など	適切な条件を判断できる担当者がいない など	○
			1-1-9' 本学側の諸契約条項違反	本学側の諸契約条項違反	本学側の責めに帰すべき事由により義務が履行されない。 例：守秘義務条項の違反 など	研究者が契約条件を理解していない ・研究者の契約への意識が希薄 など	○
			1-1-10' 産学連携の相手企業との債務不履行	産学連携の相手企業との債務不履行	相手企業との債務不履行 例：相手方の責めに帰すべき事由、本学の権利の未行使 など	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-11' 民間資金の獲得の失敗	民間企業からの外部資金の獲得に失敗する。 例：共同研究費、ライセンス料、寄附金等の外部資金	民間企業からの外部資金の獲得に失敗する。 例：共同研究費、ライセンス料、寄附金等の外部資金	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-12' 不適切な企業等との連携	大学の使命に照らして不適切だと考えられる企業等との連携を実施する。 例：特許法上の新規性を喪失する。 例：特許出願前に論文等で公表、学会発表を行う。 例：発明者でないにもかかわらず論文に発明者として記載される。あるいは重なる発明者が勝手に記載されている。	大学の使命に照らして不適切だと考えられる企業等との連携を実施する。 例：特許法上の新規性を喪失する。 例：特許出願前に論文等で公表、学会発表を行う。 例：発明者でないにもかかわらず論文に発明者として記載される。あるいは重なる発明者が勝手に記載されている。	情報収集不足 ・与信調査等の不足 など ・研究者への知的財産権に関する教育の不足 など ・研究者への教育が定かろく、論文の共著者と同じように発明者を列記する ・真の発明者であるか否かが明確でない など ・使用する特許事務所の見直し等を行っていない ・特許事務所の弁理士が他の事務所へ監理等の情報収集不足 など	○
			1-1-13' 特許法上の新規性を喪失	特許法上の新規性を喪失	特許法上の新規性を喪失する。 例：特許出願前に論文等で公表、学会発表を行う。 例：発明者でないにもかかわらず論文に発明者として記載される。あるいは重なる発明者が勝手に記載されている。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-14' 発明者の認定の誤り	発明者の認定の誤り	特許事務所の認定の誤り	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-15' 特許事務所の選定の誤り	特許事務所の選定の誤り	特許事務所の選定の誤り	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
			1-1-16' 知的財産権の出願に関する有用性評価の誤り	知的財産権の出願に関する有用性評価の誤り	将来的な活用見込みの判断に関して当該権利の有用性評価を誤る。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○
1-1-17' 知的財産権の出発時期判断の誤り	知的財産権の出発時期判断の誤り	知的財産権の出発時期の判断を誤る。 例：論文や学会での発表との兼ね合いで早期出願が必要だった。実施例等が不十分であるまま出願した、など	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-18' 知的財産権の適切な取得に失敗	知的財産権の適切な取得に失敗	知的財産権の適切な取得に失敗する。 例：特許庁からの拒絶理由通知等に対する対応が不適切 など	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-19' 知的財産権の管理の失敗	知的財産権の管理の失敗	知的財産権の管理にミスが発生する。 例：手続き期間の経過 など	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-20' 本学の知的財産権の侵害	本学の知的財産権の侵害	本学の知的財産権が侵害される。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-21' 本学による知的財産権の侵害	本学による知的財産権の侵害	本学が他者の知的財産権を侵害する。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-22' 発明者との紛争	発明者との紛争	発明者との間で争いが生じる。 例：職務発明の対価、実施料等の収入の学内配分 など 共同出願人と争いが生じる。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-23' 共同出願人（共有特許権者）との紛争	共同出願人（共有特許権者）との紛争	共同出願人（共有特許権者）間の実施特許等に関する争い。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-24' 外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	外為法の規制対象となる貨物・役務を適切な手続きを経ずに海外へ提供（外国人研究者・留学生を除く）	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-25' 外為法の規制対象の技術に関する情報の海外学会での発表	外為法の規制対象の技術に関する情報の海外学会での発表	研究者が外為法の規制対象となる技術を、適切な手続きを経ず、海外学会で発表してしまう。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-26' 外国人研究者、留学生等による外為法の規制対象の貨物、技術の持ち出し	外国人研究者、留学生等による外為法の規制対象の貨物、技術の持ち出し	受け入れられた外国人研究者、留学生が外為法の規制対象となる貨物（貨物）：技術（役務）を、適切な手続きを経ず、自国へ持ち帰る。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-27' 各国の法令に合わない海外生物サンプル等の採取	各国の法令に合わない海外生物サンプル等の採取	海外の生物サンプル等を、各国の法令で定められた適切な手続きを経ず、採取する。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-28' 外国人研究者、留学生等による生物サンプルの持込等	外国人研究者、留学生等による生物サンプルの持込等	外国人研究者、留学生等が海外の生物サンプルを、適切な手続きを経ず、採取する。又は持ち込む。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-29' 海外の生物サンプルを無断で日本に持ち込む	海外の生物サンプルを無断で日本に持ち込む	本学の日本人研究者が、海外の生物サンプルを、適切な手続きを経ず、日本に持ち込んでしまう。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-30' 研究者から海外の生物サンプルを受取	研究者から海外の生物サンプルを受取	海外の共同研究者から生物サンプルを、適切な手続きを経ず、受け取ってしまう。	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-31' 不適切な利益相反状態	不適切な利益相反状態	利益相反関係にあるにもかかわらず、マネジメントがなされていない。 例：個人または組織の利益相反を適切に開示せずに、産学連携活動に従事、又は研究成果を発表 など	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			
1-1-32' 情報漏洩	情報漏洩	教職員が秘匿すべき情報を漏洩する。 例：他社の営業秘密の漏洩、守秘義務違反、秘密情報を含むメールの誤送信 など	適切な条件を判断できる担当者がいない ・研究者が勝手に企業と不利な条件で契約してしまう など	○			





5-3	ハラスメントの発生	性的嫌がらせや、精神的暴力、いじめなどが発生する。 例：セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど	5-23	ハラスメントの発生	性的嫌がらせや、精神的暴力、いじめなどが発生する。 例：セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントなど	セクシュアルハラスメント以外の各種ハラスメントに対する体制に不備がある ・十分に罰則されていない 職員による不適切な相談対応が行われる可能性がある ・学生のストレス耐性の低下や教育研究成果に対する要求の高まり、人員削減、目標管理などの環境の変化への対応が十分になされていない ・法令遵守に関する意識の向上、並びにハラスメント防止のための啓発活動が十分になされていない ・相談体制、発生時の対応体制が整備されていない など
5-4	個人情報保護法違反	個人情報の利用目的の特定・制限、適正な取得、取得に際して利用目的の通知、及び苦情の処理などの取決めが違反する。 ・個人情報の漏洩が発生する。	5-24	個人情報保護法違反	個人情報の利用目的の特定・制限、適正な取得、取得に際して利用目的の通知、及び苦情の処理などの取決めが違反する。 ・個人情報の漏洩が発生する。	・教職員が個人情報情報を監視 ・個人情報取得に際するルールが未整備 ・文書紛失や漏洩対応ミス など
5-5	学内外(海外含む)における教職員の事故などの発生	学内外(海外含む)に赴任者・出張者が事件や災害に巻き込まれる。 ・実験中の事故、建物の老朽に伴う落下物等による事故など、教職員の事故などの発生	5-25	学内外における教職員の事故などの発生	国内内外の赴任者・出張者が事件や災害に巻き込まれる。 ・実験中の事故、建物の老朽に伴う落下物等による事故など、教職員の事故などの発生	・外国において災害が発生した場合に本学学生や職員の安全を確認する態勢がない など 安全体制の不備 など
6-1	自然災害・重大感染症の発生	地震・火事・風水害が発生する。 ・重大感染症が発生する。	6-1	自然災害・重大感染症の発生	地震・火事・風水害が発生する。 ・重大感染症が発生する。	—
6-2	経済環境の変化	予想外の金利変動によって、高い借入コストまたは低い投資利回りによって、 ・本学に影響を与える経済環境の悪化が外部で発生する。	6-3	金利変動による不利益の発生	予想外の金利変動によって、高い借入コストまたは低い投資利回りによって、 ・本学に影響を与える経済環境の悪化が外部で発生する。	—
6-3	社会環境の変化	本学に影響を与える変化が外部で発生する。 例：教育研究に対する社会ニーズの変化、18歳人口の減少、グローバル化の進行による競争の激化、政策変更、入試制度の変更 など	6-4	経済環境の悪化	本学に影響を与える変化が外部で発生する。 例：教育研究に対する社会ニーズの変化、18歳人口の減少、グローバル化の進行による競争の激化、政策変更、入試制度の変更 など	—
6-4	他機関(他校など)の不祥事	親合する他校が引き起こした不祥事により、大学全体のイメージが悪化する。	6-6	他機関(他校など)の不祥事	親合する他校が引き起こした不祥事により、大学全体のイメージが悪化する。	—
6-5	不当な名義使用によるリスク	本学や本学教職員の名義を、許可なく営利目的の宣伝に利用する。 例：企業ホームページや広告等の商品説明・技術説明等に本学名義が用いられることによるリスク	6-7	不当な名義使用によるリスク	本学や本学教職員の名義を、許可なく営利目的の宣伝に利用する。 例：企業ホームページや広告等の商品説明・技術説明等に本学名義が用いられることによるリスク	・共同研究契約等で各名義使用に関して規定していない ・学内チャット体制の不備 ・広報体制の不備 など
7-1	不適切な広報活動	・本学で生み出された研究成果のインターネットでの公開などが含まれない。 ・戦略的な広報が展開されず、本学の特色・魅力や教育研究内容が広く発信されない。 ・本学で生み出された研究成果がインターネットでの公開などが含まれない。	7-1	不適切な広報活動	・本学で生み出された研究成果のインターネットでの公開などが含まれない。 ・戦略的な広報が展開されず、本学の特色・魅力や教育研究内容が広く発信されない。 ・本学で生み出された研究成果がインターネットでの公開などが含まれない。	研究、教育成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていない など ○
7-2	地域との連携の遅れ	・社会・地域との関係の中で、その役割を果たすための社会的連携活動が行っていない。 ・学生や教職員が地域住民等とトラブルを起こす、または地域住民や他者が学内で事件やトラブルを起こすことによるリスク。 ・周辺住民の反対により、校舎・研究施設等の新設や業務の実施が困難になる。	7-2	地域連携活動の遅れ	・社会・地域との関係の中で、その役割を果たすための社会的連携活動が行っていない。 ・学生や教職員が地域住民等とトラブルを起こす、または地域住民や他者が学内で事件やトラブルを起こすことによるリスク。 ・周辺住民の反対により、校舎・研究施設等の新設や業務の実施が困難になる。	・施設開放、公開講座など、本学が持っている物的・人的資源が十分に社会に提供されていない ・地域社会に所在する本学としての存在意義を発揮するため、地域への情報発信、交流、連携を積極的に進めていない など ○
7-3	不適切な情報公開	情報公開法に定められた文書を適切に公開しておらず、説明責任が十分に果たされていない。	7-4	不適切な情報公開	情報公開法に定められた文書を適切に公開しておらず、説明責任が十分に果たされていない。	—
7-4	苦情・不祥事への不適切な対応	・不適切な苦情処理を行う。 ・不祥事発生の際に、監督官庁・警察への報告や是正措置の実施が遅れる。	7-5	苦情対応の不備	・不適切な苦情処理を行う。 ・不祥事発生の際に、監督官庁・警察への報告や是正措置の実施が遅れる。	・苦情処理する体制が未整備 など ・通常に適切な調査や報告を行う体制整備が不十分 ・隠ぺい体質の存在 など
7-5	マスコム対応、問い合わせ対応上のリスク	適時適切なマスコム対応に失敗する。	7-7	マスコム対応、問い合わせ対応上のリスク	適時適切なマスコム対応に失敗する。	・役員による失言 ・不明確な情報提供 ・危機管理広報体制の不備 など
8-1	財務処理の失敗	予算管理に関する手続きが明確に定められていないため、適切な管理ができない。 ・学納金の返還、給与(初任給、請手当含む)等に関する財務処理においてミスが発生する。 ・未収金管理が適切に行われていないために、学納金や光熱費などの回収遅れや遅延が発生する。	8-1	不適切な予算管理	予算管理に関する手続きが明確に定められていない など ・不適切な財務システムの導入 ・財務処理体制の不備 ・初任給決定に係る不備、請手当認定の誤り など ・債権発生への通知の不備をはじめ、未収金管理が適切に行われていない など ・能力などを考慮しない不適切な人事異動 ・庶務計算などの不備 ・役員及び教職員が会計(財政)の仕組みを十分理解していない ・監督機能の不全 など	○
8-2	不適切な財務報告	財務報告に関する適正な情報が確保できず、財務報告の内容が誤った内容で公表される。 ・会計記録の基礎となる証拠や文書の改ざん・偽造、未承認や不適切な会計取引、意図的な会計基準の不適切な解釈・運用を行う。 例：財務報告の遅延、虚偽報告、粉飾決算 など	8-4	不適切な財務報告	財務報告に関する適正な情報が確保できず、財務報告の内容が誤った内容で公表される。 ・会計記録の基礎となる証拠や文書の改ざん・偽造、未承認や不適切な会計取引、意図的な会計基準の不適切な解釈・運用を行う。 例：財務報告の遅延、虚偽報告、粉飾決算 など	・学内への経理処理ルールへの周知不足 ・研究者が公的資金の使用ルールを十分に理解していない ・研究者のモラルの低下 など
8-3	経理不正	・寄付金の滞り処理、補助活動に係る収支の預り金処理、代金の水増しによる着服、買付金の流用、施設設備利用料の流用、委託事業収入等の滞り処理、学生アルバイト代や研究協力謝金の架空請求、消耗品の架装発注、預り金の私的流用、教職員が獲得した助成金等の個人経理が実施される。	8-5	経理不正	・寄付金の滞り処理、補助活動に係る収支の預り金処理、代金の水増しによる着服、買付金の流用、施設設備利用料の流用、委託事業収入等の滞り処理、学生アルバイト代や研究協力謝金の架空請求、消耗品の架装発注、預り金の私的流用、教職員が獲得した助成金等の個人経理が実施される。	・資産や備品の管理・現物確認の不備 など ・全学的観点から資産の柔軟な活用計画が策定されていない ・複数年にわたって使用されない、あるいは活用見込みのない資産を保有している など
8-4	不十分な資産・備品管理	・本学の資産や備品の粉失や流用などのトラブルが発生する。 ・有効な資産を活用が行われず、資金の効率的な活用を阻害する。 ・有形固定資産を除去する際に、予期せぬ有害物質等が発見される。	8-6	資産・備品管理の不備	・本学の資産や備品の粉失や流用などのトラブルが発生する。 ・有効な資産を活用が行われず、資金の効率的な活用を阻害する。 ・有形固定資産を除去する際に、予期せぬ有害物質等が発見される。	—
8-5	委託・調達に関するトラブル	・委託先や調達先が本学の契約と逸脱した行動を取ったり、倒産や生産拒否を行うことで本学の業務遂行が困難になる。 ・契約審査が不十分なため本学に不利益な契約を締結したり、契約内容の細部に於いて契約先とトラブルが発生する。 ・取引先の選定基準が不明確で、コストや品質を伴わない取引が行われる。	8-7	不十分な資産活用	有効な資産を活用が行われず、資金の効率的な活用を阻害する。 例：預金、有価証券、不動産などの有効な利用や不要な資産の処分 など 有形固定資産を除去する際に、予期せぬ有害物質等(アスベスト・PCB・放射物質)が発見される。 ・学校として不利益な契約を締結してしまったり、契約内容の漏洩により契約先が本学に発生 ・契約条件の不備や間違により、工期の遅延や書籍や備品の購入の遅延が発生し、教育研究が滞延できなくなる。 ・調達先の倒産や生産拒否により、工期の遅延や書籍や備品の購入の遅延が発生し、教育研究が滞延できなくなる。 委託先が、本学の契約と逸脱した行動を取ったり、本学の戦略や目的に合致しない方法で業務を遂行する。 取引先の選定基準が不明確なため、コストや品質を伴わない取引先を選定する。	・契約審査手続きが不十分 ・契約管理体制が不十分 ・研究者の契約への意識が薄い、など ・請負業者の倒産 ・清掃や守衛などの業務委託先に提供するサービスの品質不足 など ・不適切な取引先への発注を防ぐための選定基準ができていない など ・調達システムの改善、複数年契約の対象拡大、業務全般のコスト分析による費用対効果の可視化等の積極的改善が進捗していない ・人員の削減・縮減のための具体的な方策を立てていない ・経費の削減・削減のための具体的な方策の検討が進まない ・コストを削減する体制の不備や役職員の意識不足 など ・提携先の選定基準が曖昧 ・教育理念を踏まえた内容となっていない ・教育理念を踏まえた内容となっていない ・入学辞退者の想定が外れる、など ・問題作成過程での、問題原簿の管理が不十分。 ・問題作成時の出題範囲の確認が不十分 ・採点時の各問題の配点の確認が不十分 など ・監督者の意識が低い ・問題作成に携わる教職員の人数が多い ・問題作成時の方法が情報管理という観点では不十分 ・社会ニーズ、本学の特色に関する分析が不足している、など ・社会ニーズ、本学の特色に関する分析が不足している、など
9-1	入試・学生募集の失敗	入試問題の出題ミス、漏洩などが発生する。 ・学生募集戦略に失敗する。	9-2	入試問題の出題ミス	入試問題の出題ミスが発生する。 例：入試実施時のトラブル 例：交通状況の問題による開始時間の遅れ、入試における不正、進行ミスなど 故意または過失により入試問題が漏洩する。 例：問題作成教員の研究室への不法侵入、コピー機への一時記憶された入学者数を獲得することができない。 計画した入学者数を獲得することができない。 学部・学科の編制に失敗し、定員割れが発生する。 ・教育研究の組織(学部、学科、研究所、附属機関等)が適切に構成されておらず、各組織相互の適切な連携性が保たれていない。 ・社会的ニーズに即した適正規模の大学院課程・学生課程を実現するための教育研究組織が構築されない。	・教育課程が、共通教育と専門教育との有機的接続に留意しながら、体系的に構成・実施されていない ・本学の基本理念及び学生ニーズや社会的必要に基づき学生課程における教育目的が設定されていない ・学生課程において、教育目的の教育課程や教育方法等に十分反映されていない ・学生課程において、体系的かつ適切に教育課程が教育課程の編成方針に即して設定されていない ・学生課程において、教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていない ・大学院において、教育目的の達成状況(学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等)を点検・評価していない、など
9-2	教育内容・体制の不備	・教育研究組織の整備不備、教育課程の編成が不適切である。 ・教育方法の改善、授業評価を実施していない。	9-7	教育研究組織の整備不備	・教育研究組織の整備不備、教育課程の編成が不適切である。 ・教育方法の改善、授業評価を実施していない。	・教育課程が、共通教育と専門教育との有機的接続に留意しながら、体系的に構成・実施されていない ・本学の基本理念及び学生ニーズや社会的必要に基づき学生課程における教育目的が設定されていない ・学生課程において、教育目的の教育課程や教育方法等に十分反映されていない ・学生課程において、体系的かつ適切に教育課程が教育課程の編成方針に即して設定されていない ・学生課程において、教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていない ・大学院において、教育目的の達成状況(学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等)を点検・評価していない、など
9-9	大学院における不適切な教育課程の編成及び見直し	本学の使命を踏まえ、大学院における教育方針やカリキュラムの見直しと充実が進まない。	9-9	大学院における不適切な教育課程の編成及び見直し	本学の使命を踏まえ、大学院における教育方針やカリキュラムの見直しと充実が進まない。	・大学院課程の教育目的が明確化されていない ・修士課程と博士課程との有機的接続に留意した大学院共通科目の拡充に失敗する ・本学の基本理念及び学生ニーズや社会的必要に基づき大学院における教育目的が設定されていない ・大学院において、教育目的の教育課程や教育方法等に十分反映されていない ・大学院において、体系的かつ適切に教育課程が教育課程の編成方針に即して設定されていない ・大学院において、教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていない ・大学院において、教育目的の達成状況(学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等)を点検・評価していない、など
9-10	教育の品質管理の不備	教育方法の改善や授業評価等を実施しておらず、教員の教授能力と本学の教育機能の向上が図られていない。	9-10	教育の品質管理の不備	教育方法の改善や授業評価等を実施しておらず、教員の教授能力と本学の教育機能の向上が図られていない。	・主学FD推進プログラムを策定し実施しているが参加者が少ない など

9-3	学生支援体制の整備の遅れ	学生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。	9-11'	学生支援体制の整備の遅れ	学生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。	学生が十分な知識・技能を有するスタッフがいない ・学生が十分に把握できていない ・学生支援を行う組織間の連携がとれていない など	支援組織に専門的知識・技能を有するスタッフがいない ・学生が十分に把握できていない ・学生支援を行う組織間の連携がとれていない など
9-4	留學生支援体制の不備	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報が十分に提供できていない。 ・留學生が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故を起こす。	9-12' 9-13' 9-14'	留學生支援体制の整備の遅れ 留學生における事件、事故などの発生 留學生による不祥事の発生	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報（アルバイト先紹介、住みトラブル、病院紹介、入習関係、夜所関係、事故後の処理・保険、紛失、盗難など等々）が本学に留學生に届いていない。 ・傷害、窃盗などに遭う。 ・本学に留學生が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故などを起こす。	・留學生の学習を支援し、学生生活を支えるよう適切な組織的対応がなされていない。 ・生活していくうえで必要な情報が十分に把握できていない ・学生支援を行う組織間の連携がとれていない など	
9-5	学生の事故・不祥事の発生	・在学生が学内外で事故や事件に巻き込まれる。 ・授業や研究中に在学生の事故・火災が発生する。 ・在学生が犯罪、交通事故、その他の不祥事(飲酒強要、薬物使用)を起こす。	9-15' 9-16' 9-17' 9-18'	学内外における在学生の事故などの発生 海外派遣学生による不祥事の発生 授業・研究における事故・火災の発生 在学生による不祥事の発生	例：連絡の取れぬ精神障害に起因する自殺の発生、学内外での交通事故やトラブル、カルテや要旨商法等のトラブル、課外活動中の事故、実験・実習中の事故、学際的な活動中の行方不明に起因する事故 など 海外に派遣している日本人学生等が殺人、傷害、窃盗などの犯罪、交通事故などを起こす。 授業や研究における安全管理の不備などにより、汚染物質・廃棄物の流出や研究中の事故・火災などが発生する。 例：実験室等の整理整頓や指導上のミスによる事故、遺伝子組換え実験及び動物実験中の事故、放射線被曝や病原体流出等の事故、化学物質事故 など 在学生の不祥事により、本学の信用が失墜する。 例：未成年への飲酒強要、飲酒による急性アルコール中毒、薬物使用 など	・本学の安全管理の不備 ・在学生の不注意 ・支援体制の不備、相談窓口が活用されていない など	
10-1	医療事故	付属病院が、医療行為の過程において、人身事故が発生する。	10-1'	医療事故	付属病院が、医療行為の過程において、人身事故が発生する。	・学生への注意喚起が不足 など	
10-2	院内感染	病院内でウイルス、細菌等への感染症が蔓延する。	10-2'	院内感染	病院内でウイルス、細菌等への感染症が蔓延する。		
10-3	患者からの苦情対応の不備	患者から届いた苦情への処理体制が整っていない。	10-3'	患者からの苦情対応の不備	患者から届いた苦情への処理体制が整っていない。	・患者から届いた苦情への処理体制が整っていない など	
10-4	で検診者被害が生じた場合の相手方免責条項	相手方提供装置に起因する被害が発生したが、契約で相手方の免責を認めている。	10-4'	臨床共同/受託研究で検診者被害が生じた場合の相手方免責条項	相手方提供装置に起因する被害が発生したが、契約で相手方の免責を認めている。	・適切な条件を判断できる担当者がいない など	
10-5	研究手順からの逸脱	臨床研究法等で定められた手順から逸脱する。 例：安全性情報の報告を忘れる。同意書記載日と実施開始日が逆転している。モニタリングを実施すべきだができない（またはしない）。など	10-5'	研究手順からの逸脱	臨床研究法等で定められた手順から逸脱する。 例：安全性情報の報告を忘れる。同意書記載日と実施開始日が逆転している。モニタリングを実施すべきだができない（またはしない）。など	・手順に不備がある ・安全性情報の報告を忘れる ・同意書記載日と実施開始日が逆転している ・モニタリングを実施すべきだができない（またはしない） など	
10-6	臨床研究等の権限問題	臨床研究等の権限問題が発生したが権限確保へ加入していない。	10-6'	臨床研究等の権限問題	臨床研究法等の権限問題が発生したが権限確保へ加入していない。	△	
10-7	臨床研究におけるネガティブ情報の開示されない	安全性情報等への反映において、ネガティブな情報が開示されない。	10-7'	臨床研究におけるネガティブ情報の開示	安全性情報等への反映において、ネガティブな情報が開示されない。	△	
10-8	医療従事者の長時間労働	医師、コメディカルスタッフ、病院事務職員に長時間労働が発生する。	10-8'	医療従事者の長時間労働	医師、コメディカルスタッフ、病院事務職員に長時間労働が発生する。		
10-9	役員・教員のコンプライアンス不足(病院)	病院に属する役員や教員が第三者からコンプライアンス的に疑われる。又は問題視される。 例：診療料の材料購入・運送と寄附金等による業者との関係性を理解していない。 など	10-9'	役員・教員のコンプライアンス不足(病院)	病院に属する役員や教員が第三者からコンプライアンス的に疑われる。又は問題視される。 例：診療料の材料購入・運送と寄附金等による業者との関係性を理解していない。 など	△	
10-10	医療費の未払い等	医療費未払い及び回収不能が発生する。	10-10'	医療費の未払い等	医療費未払い及び回収不能が発生する。		
10-11	地震・火災・テロ災害下における病院運営	・建物損壊、スタッフへの被害による機能不全、業務継続不能が発生する。 ・周辺住民等患者押し寄せによるパニックが発生する。	10-11'	地震・火災・テロ災害下における病院運営	・建物損壊、スタッフへの被害による機能不全、業務継続不能が発生する。 ・周辺住民等患者押し寄せによるパニックが発生する。		
10-12	診療情報の不適切な管理 (臨床)	・遺伝学的検査結果を紛失してしまう。 ・診療情報の取扱いに関して、病院内の電子カルテ上の閲覧などの管理が不十分。	10-12'	診療情報の不適切な管理 (臨床)	・遺伝学的検査の結果について、カルテの保管期限や研究での解析結果などの事情により情報が保管されていない。 ・火事等による紙カルテ（検査結果を含む）の喪失 ・診療情報の取扱いに関して、病院内の電子カルテ上の閲覧などの管理が不十分である。		
10-12	研究倫理支援に関わる教職員の不足	研究倫理支援に関わる教職員が不足する。 例：倫理審査事務局、研究倫理支援部門など	10-12'	研究倫理支援に関わる教職員の不足	研究倫理支援に関わる教職員が不足する。 例：倫理審査事務局、研究倫理支援部門など	・財源が不足している など	
10-13	倫理審査を通じた研究内容に含まれる機密情報の漏洩	・倫理審査委員長委員、委員会事務局、支援部門等へのスタッフによる機密情報漏洩、もしくは認識不足・不注意による漏洩 ・倫理審査申請システムに対する悪意ある第三者からの攻撃等による漏洩、もしくはシステムの不備・不具合による漏洩	10-13'	倫理審査を通じた研究内容に含まれる機密情報の漏洩	・倫理審査委員長委員、委員会事務局、支援部門等へのスタッフによる守秘義務違反、もしくは認識不足・不注意による漏洩 ・倫理審査申請システムに対する悪意ある第三者からの攻撃等による漏洩、もしくはシステムの不備・不具合による漏洩、など	・委員、事務局、スタッフの認識不足・不注意 ・悪意ある第三者からのシステムへの攻撃 ・システムの不備・不具合 など	

病院